

基準緩和型通所サービス（サービスA）の指定基準及び単価

1 緩和する基準

人員、設備、運営基準のうち、人員基準及び面積要件を緩和する。

2 人員基準

- (1) 管理者は、1人以上を配置すること。ただし、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事できるものとする。
- (2) 従事者は、利用者15人まで専従1人以上を配置すること。利用者15人を超える場合は、利用者1人につき専従0.1人以上を配置すること。

3 面積要件

利用定員1人につき2.7㎡以上とする。

種別		現行相当		緩和基準型	
人員基準	管理者	常勤・専従1人以上		常勤1人以上(支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可)	
	生活相談員	専従1人以上			
	看護職員	専従1人以上			
	介護職員	～15人 専従1人以上		～15人 専従1人以上	
		15人～ 利用者1人につき専従0.2人以上		15人～ 利用者1人につき専従 0.1人以上	
機能訓練指導員	1人以上				
設備基準	①食堂・機能訓練室	3㎡×利用定員以上	①サービス提供に必要な場所	2.7㎡×利用定員以上	
	②静養室・相談室・事務室				
	③消火設備その他の非常災害に必要な設備		②消火設備その他の非常災害に必要な設備		
	④必要なその他の設備・備品		③必要なその他の設備備品		
運営基準	①個別サービス計画の作成		①個別サービス計画の作成		
	②運営規程等の説明・同意		②運営規程等の説明・同意		
	③提供拒否の禁止		③提供拒否の禁止		
	④従事者の清潔の保持・健康管理		④従事者の清潔の保持・健康管理		
	⑤秘密保持等		⑤秘密保持等		
	⑥事故発生時の対応		⑥事故発生時の対応		
	⑦廃止・休止の届出と便宜の提供		⑦廃止・休止の届出と便宜の提供		

4 事業内容

- (1) 生活機能の向上のための機能訓練とする。
- (2) サービスの内容及びサービス提供時間は、上記の人員基準及び面積要件の範囲内で、事業者が自由に定めることができる。
- (3) 事業者は、提供したい事業内容等を、別紙「緩和基準型通所サービス事業提案用紙」に記載し、あらかじめ市の審査を得るものとする。

5 事業者の指定

- (1) 事業者が定める事業内容を審査し、基準を満たすものについて市が指定を行う。
- (2) 指定の手続きや申請書類等については、別に定める。

6 報酬単価

- (1) 1単位当たりの単価は、秦野市の地域区分単価10.27円とする。

サービス内容	対象	回数等	算定単位
緩和型通所サービス費Ⅲ	事業対象者、 要支援1	週1回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき1,297 単位
緩和型通所サービス費Ⅳ	要支援2	週1回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき1,297 単位
緩和型通所サービス費Ⅴ	事業対象者、 要支援2	週2回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき2,659 単位
緩和型通所サービス費Ⅲ回数	事業対象者、 要支援1	月に4回まで	1回につき299 単位
緩和型通所サービス費Ⅳ回数	要支援2	月に4回まで	1回につき299 単位
緩和型通所サービス費Ⅴ回数	事業対象者、 要支援2	月に5回から8回 まで	1回につき306 単位

(2) 送迎サービスを行わない場合の減算は次のとおり。減算単価は、介護予防通所介護費と同様とする。

サービス内容	対 象	回数等	算定単位
緩和型通所サービス費Ⅲ	事業対象者、 要支援 1	週 1 回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1 月につき 921 単位
緩和型通所サービス費Ⅳ	要支援 2	週 1 回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1 月につき 921 単位
緩和型通所サービス費Ⅴ	事業対象者、 要支援 2	週 2 回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1 月につき 1,907 単位
緩和型通所サービス費Ⅲ回数	事業対象者、 要支援 1	月に 4 回まで	1 回につき 213 単位
緩和型通所サービス費Ⅳ回数	要支援 2	月に 4 回まで	1 回につき 213 単位
緩和型通所サービス費Ⅴ回数	事業対象者、 要支援 2	月に 5 回から 8 回まで	1 回につき 219 単位

7 加算

介護職員処遇改善加算 現行の介護予防通所介護と同じ